佐賀県告示第 45 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 13 条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和7年3月6日から施行する。

令和7年3月5日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Ageha fog」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「ANUS バスター3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH Limit Breaking Superstar」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「DRAGON FLY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「FORCE 1 AXIS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「GAN 堀りエクストリーム」と表示の ある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE BLIZZARD」と表示のある製品で あって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Love SHOCK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGMA2000」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Spark Lemon Haze」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「THE CUNNI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「ALIS」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「IMPACT」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「ぐちょぐちょまんほーる」と表示の ある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Thunder Bolt Haze Lv8」と表示の ある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「PRIDE」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「MIRACLE EROS」と表示のある製品で あって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「調教 NTR 敏感人妻」と表示のある 製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「肉穴スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「無限 -トロトロー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC 雄叫び ASSASSIN アサシン」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「Sex Rider」と表示のある製品であ

- って、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「ペニクリ HO-C4」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「EBIS FREE FEEL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「GALAXY SEX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Sexism RASH Medallion」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC MIRACLE H4-CHH2」と表示の ある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「STRONG ORGASM CAUTION」と表示の ある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「アヌスブレイカー 雄穴強行突破」 と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「オナ GOD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「ネコ喰い HUNTER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「マンティス 2000」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「むしゃぶり地獄」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「メスイク GALS 獣女 19」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「漢汁ロマンス」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「性奴 DASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により 身体に使用されるおそれがあると認められるため